第三十九条を次のように改める。

（修学支援・教材課の所掌事務）

第三十九条　修学支援・教材課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育の教材の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

二　教育用品（学校用家具を除く。）の基準の設定に関すること。

三　経済的理由によって就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励のための補助に関すること。

四　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に関すること。

五　生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。）の奨学に関すること。

六　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における視聴覚教育メディアの整備に関すること。

七　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における情報通信ネットワークの利用（学校施設の整備に係るものを除く。）及び情報通信の技術を活用した効果的な事務の処理（以下この条において「情報通信ネットワークの利用等」という。）に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

八　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、情報通信ネットワークの利用等に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九　教育関係職員その他の関係者に対し、情報通信ネットワークの利用等に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

第四十二条第一号中「よるもの」の下に「（以下この条において「高等学校等における教育」という。）」を加え、同条第三号を削り、同条第四号中「高等学校」の下に「及び中等教育学校の後期課程」を加え、「（総合教育政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第三号とし、同条第五号中「中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校及び中等教育学校における」及び「（以下この条において単に「産業教育」という。）」を削り、同号を同条第四号とし、同条中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第九号中「並びに」を「及び」に改め、「及び情報教育・外国語教育課」を削り、同号を同条第八号とし、同条第十号中「対し、」の下に「高等学校等における教育及び」を加え、「特別支援教育課」を「スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「対し、」の下に「高等学校等における教育及び」を加え、「特別支援教育課」を「スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十二号を同条第十一号とする。

第四十九条第一号中「生徒」の下に「（専修学校の専門課程の生徒に限る。）」を加える。

第五十四条中「企画評価課」を「研究開発戦略課」に、「研究開発基盤課」を「研究環境課」に、「産業連携・地域支援課」を「産業連携・地域振興課」に改める。

第五十五条第三号中「産業連携・地域支援課」を「産業連携・地域振興課」に改める。

第五十六条（見出しを含む。）中「企画評価課」を「研究開発戦略課」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　成果の実用化により極めて重要なイノベーションの創出をもたらす可能性のある研究開発を推進する観点からの文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発の実施の調整に関すること。

第五十八条（見出しを含む。）中「研究開発基盤課」を「研究環境課」に改め、同条第一号中「産業連携・地域支援課」を「産業連携・地域振興課」に改め、同条第二号中「政策課及び産業連携・地域支援課」を「産業連携・地域振興課及び参事官」に改め、同条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関すること（研究振興局及び産業連携・地域振興課の所掌に属するものを除く。）。

第五十八条第六号を次のように改める。

六　文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものの実施の調整に関すること。

第五十八条第七号及び第八号を削る。

第五十九条（見出しを含む。）中「産業連携・地域支援課」を「産業連携・地域振興課」に改める。

第六十条中「基礎研究振興課」を「基礎・基盤研究課」に、「学術機関課」を「大学研究基盤整備課」に、「学術研究助成課」を「学術研究推進課」に改める。

第六十一条第二号中「研究開発局並びに」の下に「大学研究基盤整備課、」を加え、同条第五号中「学術機関課、学術研究助成課」を「大学研究基盤整備課、学術研究推進課」に改め、同条第九号を次のように改める。

九　大学共同利用機関法人人間文化研究機構が設置する大学共同利用機関における教育及び研究に関すること。

第六十一条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第六十二条（見出しを含む。）中「基礎研究振興課」を「基礎・基盤研究課」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　基盤的研究開発に関すること（研究開発局並びにライフサイエンス課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

第六十二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　放射線の利用に関する研究開発に関すること（ライフサイエンス課の所掌に属するものを除く。）。

第六十二条第六号中「国立研究開発法人理化学研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び国立研究開発法人理化学研究所」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五　放射性同位元素の利用の推進に関すること。

第六十三条（見出しを含む。）中「学術機関課」を「大学研究基盤整備課」に改め、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同条第四号中「基礎研究振興課、ライフサイエンス課」を「他課」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十三条第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。

第六十三条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　大学及び大学共同利用機関における科学技術に関する研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（研究開発局並びにライフサイエンス課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

第六十四条（見出しを含む。）中「学術研究助成課」を「学術研究推進課」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　独立行政法人日本学術振興会の組織及び運営一般に関すること。

第六十六条第一号中「物質・材料科学技術」の下に「（物質に関する科学技術であって材料の創製に資することとなるもの及び材料としての物質に関する科学技術をいう。以下この条において同じ。）」を加える。

附則中第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

（高等教育局学生・留学生課の所掌事務の特例）

8　高等教育局学生・留学生課は、第四十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第三項に規定する事務をつかさどる。

附則中第五項を第六項とし、第四項を第五項とする。